

岩手県告示第 235 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 19 条第 5 項の規定により、次のとおり保護に関する事務の委託を行った。

平成 19 年 3 月 20 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 委託を行う事務の範囲 東磐井郡藤沢町の区域内に居住地を有する要保護者又は居住地がないか、若しくは明らかでない要保護者であって、同町の区域内に現在地を有するものに対して、生活保護法第 19 条第 1 項の規定により行う保護の決定及び実施に関する事務並びに同町の区域内に現在地を有する者に対して、同条第 2 項の規定により行う保護に関する事務
- 2 委託を受けた保護の実施機関 一関市長
- 3 委託開始年月日 平成 19 年 4 月 1 日